

E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

1. 発生日時 令和元年 6月 5日（水）13時45分頃
2. 発生場所 E19中央自動車道 小牧東IC Aランプ 加速車線右側路肩
3. 概要 Aランプ草刈中に本線を走られていたお客さまが車に異変を感じられたため、本線加速車線へ停止。飛び石があった旨を伝えられたが、お客さまが所用があったため、連絡先を交換しお客さまは一旦現場を離脱。その後、多治見IC内プラにて受注者が車両を確認し、示談成立済み
4. 時系列
13:45 事象発生。
13:50 現場責任者から現場代理人へ連絡。
13:55 現場代理人から■■■■HSCへ連絡。
14:00 連絡先を交換し、お客さまは現場を離脱。
14:10 ■■■■HSC内プラにお客さまが自車で来られ、受注者が車両損傷を確認。
14:20 お客さまが■■■■HSC内プラを離脱。
5. 損傷状況 人的被害はなし
お客さま車両 乗用車 左後部座席ガラス 損傷1箇所（飛び石とみられる傷）
6. 発生原因 過去の飛び石事故より飛散防止対策の強化を図っていたが、当該事象が発生したため、安全大会を実施、原因の究明を図る。
7. 今後の対策 本日17:30より安全大会を実施し、対策を検討する。
翌日、緊急安全大会（小集団活動）を行い、原因の究明と再発防止対策を検討した。

8. 位置図



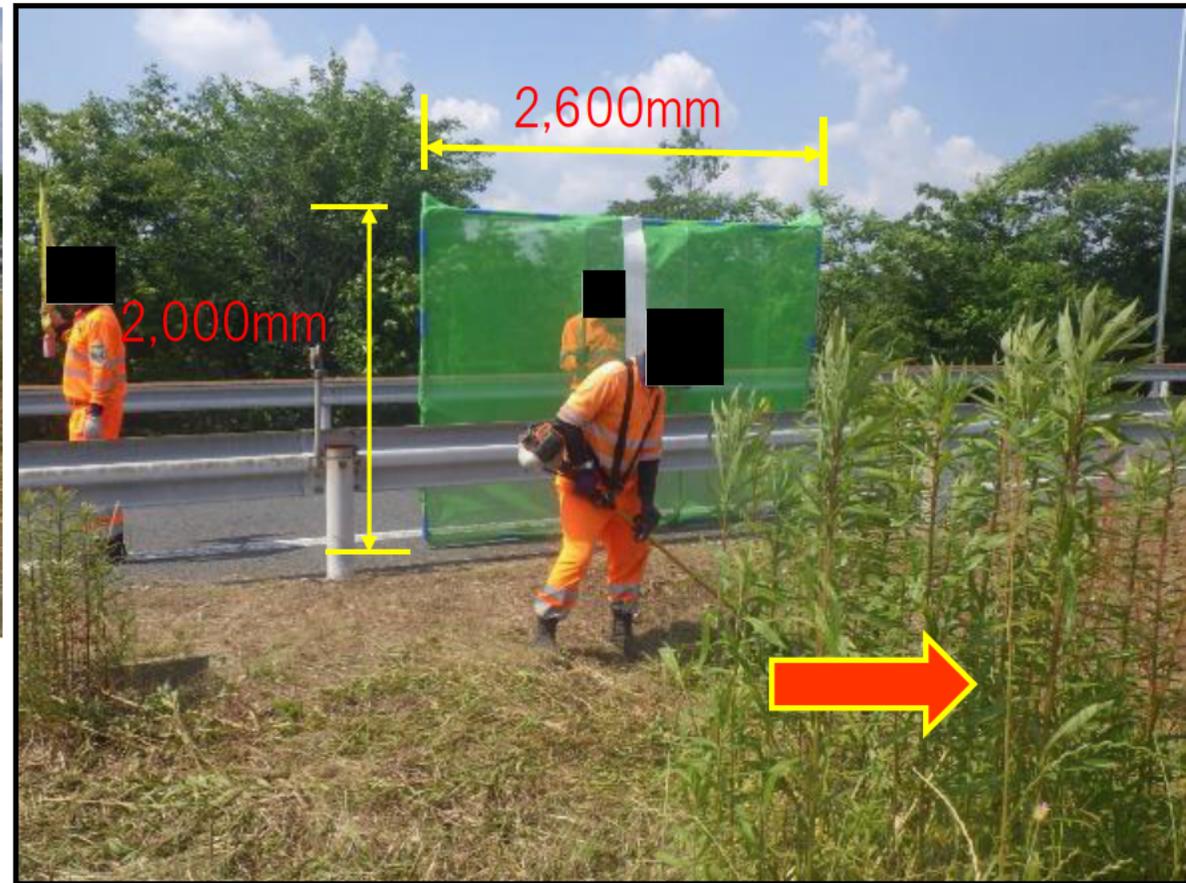
E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

9. 状況写真



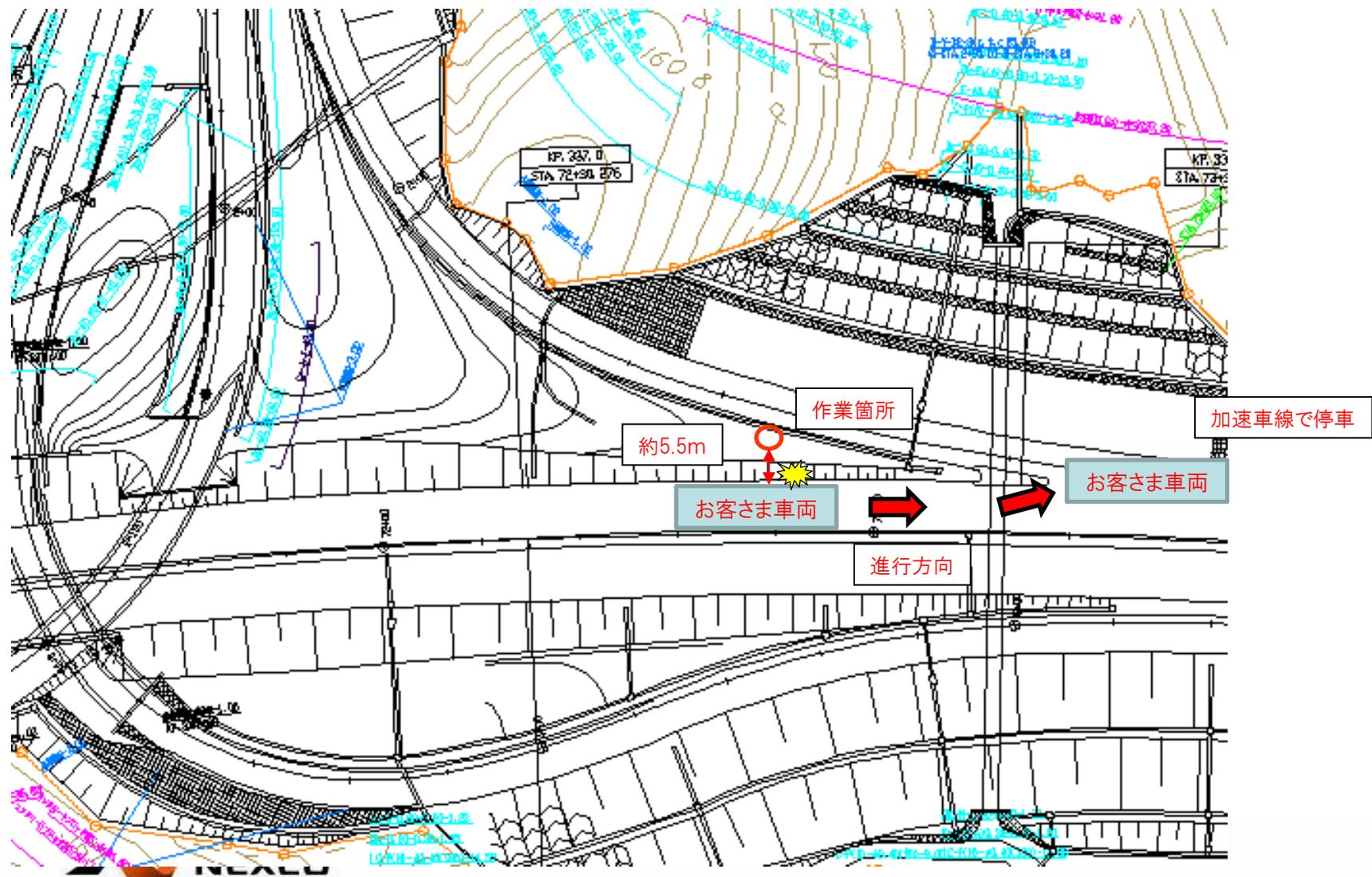
E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

10. 作業状況写真



E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

11. 作業平面図



E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

6月6日（木） 緊急安全大会を実施し、原因の究明と今後の対策について小集団活動を行い、検討を行った。

12. 原因

- 飛散防止ネットやトリマー式草刈機使用の指示は出していたものの、機械を使い分ける範囲や飛散防止ネットを使用する箇所について、事前の現地確認がされておらず、現場責任者の判断に一任されており、明確にされていなかった。
- 本線が近いのに、本線側に飛散防止ネットがされていなかった。
（本線側には飛ばないだろうという過信）

現地での検証

小集団活動

E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

13.再発防止対策

- 新規作業開始前に、作業従事者全員で事前打合せを行い、施工手順の確認と、注意事項・危険のポイント等を全員に周知徹底する。
- 担当職員及び██████████責任者による現場確認を行うとともに、安全巡視でも安全確認を行う。

【ハードノーズのような両側を車両が走行する狭小箇所での作業】

- 飛石が発生しないトリマー式草刈機を使用する。
メンテ担当者・現場責任者双方で事前に協議し、使用範囲を明確にした上で、作業員に周知徹底する。
※狭小箇所以外であっても、急傾斜地はトリマー式草刈機を使用する。
- トリマー式草刈機の使用範囲外は、第三者被害を及ぼす可能性のある方向に飛散防止ネットを設置し、飛散防止対策を徹底する。
- 機械作業の困難な箇所は、手刈りを行う。
- 狭小箇所については、防草シート等の設置を検討する。



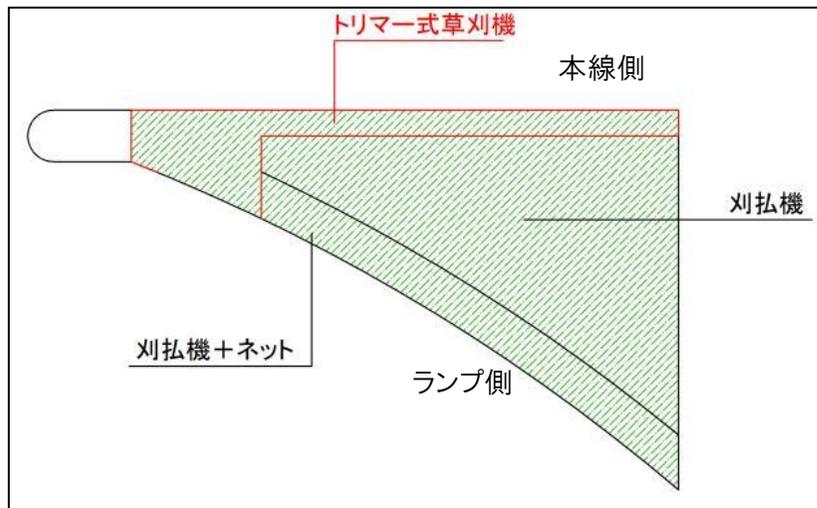
E19中央道 小牧東Aランプ 飛び石によるお客様車両物損事故

NEXCO

IC・SA・PA ハードノーズ部
対策図

- 【ハードノーズのような両側を車両が走行する狭小箇所での作業】
- 飛石が発生しないトリマー式草刈機を使用する。
メンテ担当者・現場責任者双方で事前に協議し、
使用範囲を明確にした上で、作業員に周知徹底する。
※狭小箇所以外であっても、急傾斜地はトリマー式草刈機を使用する。
 - トリマー式草刈機の使用範囲外は、第三者被害を及ぼす可能性のある方向に
飛散防止ネットを設置し、飛散防止対策を徹底する。
 - 機械作業の困難な箇所は、手刈りを行う。

【変更前】



【変更後】

